

高崎労働基準協会広報

会報

第133号

発行 一般社団法人 高崎労働基準協会

発行者 堀口 廣政

TEL 027-323-9847

FAX 027-327-9015

<http://www.takasakirouki.com/>



倉淵HANABIコンクール

賀 正

各分会長	一	同	事務局一同	労務部会長	新井正紀	衛生副部会長	櫻井繁樹	衛生部会長	近藤清廉	安全副部会長	塚田守	安全部会長	内田貴信	総務副部会長	中島伸太郎	総務部会長	佐藤真	理事・監事	一	同	織田真佐巳	高橋直文	武井宏	堀口廣政
------	---	---	-------	-------	------	--------	------	-------	------	--------	-----	-------	------	--------	-------	-------	-----	-------	---	---	-------	------	-----	------

高崎労働基準監督署



署員一同	署長 渡辺 功	副署長 小林康利	第一方面主任監督官 三國 良	第二方面主任監督官 前田直登	第三方面主任監督官 安倍慎哉	安全衛生課長 恩田隆吉	業務課長 井上幸夫	労災課長 龜山哲志
------	---------	----------	----------------	----------------	----------------	-------------	-----------	-----------

年頭のご挨拶



「年頭にあたり一言」
新年明けましておめでとうございます。
会員の皆様にはご家族お揃いにて令和6年の新春をお元気にお迎えのことと拝察し、心からお喜び申し上げます。

昨年中は当協会に対しまして高崎労働基準監督署の皆様のご指導をはじめ会員の皆様の深いご理解とご支援、事務局のご努力によりまして、新型コロナウイルスがインフルエンザ並みの5類に移行したこともあり5月以降の行事は、なんとか実施出来たことを衷心より御礼申し上げます。

さて、現在の国内景気ですが、昨年11月に7-9のGDPが発表になり、実質GDPでマイナス0.5%、年率換算でマイナス2.1%でした。3四半期ぶりのマイナスということですが、GDPの6割を占める個人消費は前期比マイナス0.04%、設備投資はマイナス0.6%という状態です。いっこうに景気が回復している

(一社)高崎労働基準協会長 堀口 廣政

という話が聞こえてこないのが残念です。

また、ウクライナ問題・イスラエル問題ともに収束の目途がたない状態であるのも大変気掛かりです。

どのような状況にあっても、職場から絶対に死亡者や怪我人を出さない、仕事が原因での病気や休む人のないよう徹底することは、経済活動の基本であると同時に経営トップおよびリーダーの責務でございます。当協会の目的は「労働関係諸法令の普及啓発、労務管理の改善、労働災害の防止、健康確保等を推進することにより、勤労者の福祉の増進と産業の健全な発展に寄与すること」です。本年も全力で取り組んでまいりたいと思う次第でございます。会員企業の皆様におかれましては、なおいっそうのご支援ご協力をお願い申し上げます。

むすびに群馬労働局並びに高崎労働基準監督署の皆様をはじめ関係皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げますとともに会員皆様のご多幸とご健康を心より祈念致しまして新年のご挨拶といたします。

高崎労働基準監督署長 渡辺 功



新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、労働基準協会会員各位の皆様には、当署の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も、どうぞよろしく
お願い申し上げます。

さて、昨年11月末現在の当署管内における休業4日以上労働災害は、コロナによる労働災害が減少したこともあり、前年同期(792件)より約3割減の560件となりました。このうち、コロナ感染症の労災を除きますと414件となり、前年同期(429件)より-15件と、若干ではありますが減少しております。また、死亡災害につきましては、11月末で既に3名の尊い命が失われてしまいました。

これから新年度に向けて、慌ただしい時期を迎えることとなりますが、同時に労働災害発生の危険性も高まることが予想され、中でも、長時間労働、過重労働、いじめ・いやがらせ・パワハラなどが要因となって発症する「メンタル疾患」、いわゆる「心

の労働災害」には、特に注意が必要となるところで

目に見える危険の排除だけでなく、職場の対人関係などから生じる精神的なストレスなど、目には見えない安全衛生対策への取組みもお願いできればと思います。

また、本年4月からは、自動車運転者、建設、医療などの業種において、時間外労働の上限規制が適用されるなど、コロナで停滞気味となっていた働き方改革の推進や賃金引上げ問題を含め、さまざまな労働条件の見直しも求められております。

新たな一年を迎えるにあたり、いろいろと課題はありますが、当署といたしましても労働基準協会会員の皆様方と連携して、より良い職場環境づくりを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

結びに、各地区労働基準協会の益々のご発展と、会員の皆様のご繁栄とご多幸、そして無事故無災害を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和6年の事業実施について（予定）

昨年は新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、ようやく行動規制のない社会生活となってきましたが、当協会の活動も通常の活動に復しております。本年も感染症対策には留意しつつ、通常どおりの行事を予定しております。

また、労働安全衛生法で定める技能講習や特別教育などの各種講習会も、法改正により新設された講習も含め会員皆様の要望に沿いながら実施してまいります。本年も、会員の皆様のお役に立てる事業を実施して参りますので、よろしくお願い致します。

なお、4月以降の行事につきましては、5月に開催する通常総会にてご審議頂くものですが、昨年12月に開催された理事会において案として承認されたものです。また、各種講習会の予定につきましては、別途予定表をご参照ください。

◆令和6年の行事予定

日 時	会 場	行 事
2月 6日(火) 16:00	ホテルグランビュー高崎	新春特別講演会、新春懇談会
3月27日(水) 15:00	ホテルグランビュー高崎	理事会 6年度予算書(案) ほか
4月24日(水) 15:00	ホテルグランビュー高崎	理事会 総会提出議案について ほか
5月29日(水) 15:30	エテルナ高崎	通常総会
6月 5日(水) 15:00	ホテルグランビュー高崎	安全部会兼分会長会議
6月18日(火) 13:30	高崎市産業創造館	全国安全週間説明会(高崎地区)
9月 4日(水) 15:00	ホテルグランビュー高崎	衛生部会兼分会長会議
9月10日(火) 13:30	高崎市産業創造館	全国労働衛生週間説明会(高崎地区)
10月 4日(金) 15:00	ホテルグランビュー高崎	高崎地区産業安全衛生大会
12月11日(水) 15:00	ホテルグランビュー高崎	理事会 中間事業・収支計算書報告 ほか

◎ 昨年の行事風景



5.9.11全国労働衛生週間説明会



5.10.6高崎地区産業安全衛生大会

高崎労働基準監督署からのお知らせ

詳細は厚生労働省・群馬労働局ホームページを参照願います。

◆ 使用者も、労働者も、必ず確認！ 最低賃金。

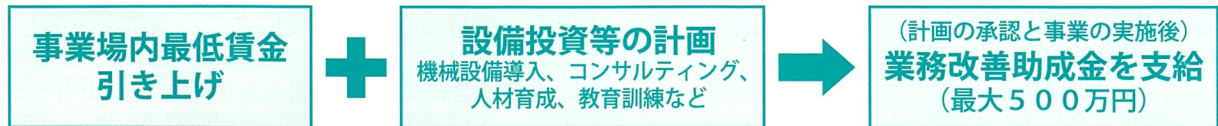
最低賃金名	金額	発効年月日	
群馬県最低賃金(地域別最低賃金)	時間額 935 円	令和5年10月5日	
特定最低賃金(産業別最低賃金)	群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金	時間額 1,017 円	
	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金	時間額 1,006 円	令和5年12月29日
	群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 1,006 円	
	群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 1,006 円	

◆業務改善助成金（通常コース）のご案内

～令和5年度業務改善助成金のご案内～

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金【事業場内最低賃金】を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



お問合せは

「業務改善助成金コールセンター」

受付時間平日 8:00～17:15

電話 0120-366-440

又は

「群馬労働局雇用環境均等室」

〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号

前橋地方合同庁舎8階

8:30～17:15 電話 027-896-4739

職場のQ&A No.7 「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習ってなんですか？」

Q 当社は工場において金属のアーク溶接作業を行っていますが、監督署さんから「特定化学物質作業主任者」の選任が必要だと聞き、選任するために必要な技能講習を受講させました。受講した者の話では、溶接作業で発生する溶接ヒューム以外の化学物質の話が多く、当社では取り扱いがないため2日間の受講が大変だったと聞いています。ところが、溶接ヒュームに限定した新たな講習ができたと聞きました。どのようなものか教えてください。

A 金属のアーク溶接作業やアークを用いて金属を溶断、ガウジングする作業などで発生する溶接ヒュームは、じん肺のリスクがあり粉じん作業として「粉じん障害予防規則」で規制されていますが、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、令和3年4月から特定化学物質（第2類物質）として「特定化学物質障害予防規則」でも規制されています。このため金属のアーク溶接作業など溶接ヒュームを製造（発生）し、又は取り扱う作業では、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任する必要がありました。しかし、この講習は溶接ヒューム以外のことも多く含んでおり、金属アーク溶接等作業のみに従事する方にとって負担の大きいものであることから、令和6年1月1日から金属アーク溶接等作業に係るものに限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、同講習を修了した者のうちから金属アーク溶接等作業主任者を選任すればよいこととなりました。これまでの特定化学物質作業主任者を選任することでも差し支えありませんが、講習時間が特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の半分（6時間）であり、1日で済む講習となります。ただし、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した方が、新たに特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を受講する場合には、講習科目の一部免除や講習時間の短縮はありません。

なお、このアーク溶接等作業については、作業に従事する方全員に対して特別教育を実施する必要がありますので、忘れずに行ってください。

■■■ 編集後記 ■■■

明けまして、おめでとうございます。本年も高崎労働基準協会の諸活動にご協力の程、よろしく願いいたします。

昨年は私たちの行動を縛っていた新型コロナも感染症分類が指定変更となり、世の中が一気に動き出しました。我が身を振り返ってもマスクに拘らなくなってますし、飲食も場所を選ばなくなりました。コロナが消えたわけではないので、注意は必要ですが自由になった身？を喜びたいです。一方、真夏日の日数が前橋で95日と過去最高になるなど「地球沸騰」を実感する暑く長い夏でした。気温上昇により、熱中症の他に感染症の増加や光化学スモッグ発生頻度の増加などもあるので、健康への影響が一層懸念される状況になりつつあります。温暖化防止対策に加え、身近な問題として熱中症対策など働く環境をしっかりと整えていきたいものです。

今年は辰年で「万物が振動して活力が旺盛になり大きく成長する」と言われています。先が見通せない時代ですが、着実に仕事を進め、大きな花が咲かせられるよう頑張りましょう。

結びに会員事業場の皆様のますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げます。

【総務部会 佐藤真/信越化学工業(株)】

高崎労働基準協会URL

<http://www.takasakirouki.com/>

～講習の応募用紙・申込書などはダウンロード可能です～

高崎労働基準協会

検索

